



精密検査受診率向上に向けて

山口大学・山口県立大学名誉教授 江里 健輔 先生

健診の現場で受診される皆さんとお話していると、本人の希望に関係なく健診に来る人が多いことに気が付きます。もちろん健診とその管理は安全衛生法で定められた企業の義務ですから高い受診率ですし、「企業が元気になるには従業員の健康が欠かせない」、「従業員の健康は企業の財産」の掛け声のもと健康経営に取り組む企業も増えています。

そうした中、現場の医師として気になるのが、健診で異常と指摘された後の、再検査・精密検査の受診率です。全国健康保険協会山口支部の報告では、再検査・精密検査勧奨後の医療機関受診率は32%と、3人に2人は未受診だそうです。

健診結果による再検査の受診勧奨は企業の努力義務とされ、健診費用の負担といった問題も生じる場合もあるため残念な受診率にとどまっています。

しかし、早期発見により病気に打ち勝つ時代ですから、私は、再検査・精密検査受診率を高めようと、一歩踏み込んだ健診を行っています。

基本的に健診を受けたくないが、事業主の指示なので、あまり機嫌よく受けられる人は多くありません。その気持ちを和らげるため、健診とは関係ない話をし、おもむろに検査結果を説明します。そこで異常があった場合、「異常ですね」と伝えるだけでなく、更に一歩前に踏み込みます。

例えば、貧血があり、鉄欠乏性貧血が疑われる時には、血清鉄、フェリチンの検査を勧め、承諾が得られたらこれらの検査の予約をし、1週間後には結果は判明するのでハガキで連絡します。鉄欠乏性貧血であれば、治療を受けることを勧めます。

便潜血反応が陽性の場合には、1回の結果で大腸内視鏡検査を勧めるのではなく、2週間あるいは1ヶ月後に再検するように勧めます。再検査の結果も封書で連絡し、陽性の場合には大腸内視鏡検査を受けられることを勧めます。胸部写真で異常が認められた場合には、健診部からの報告のみでなく、別に封書で肺の異常を知らせ、精密検査を勧めます。



このように、ハガキあるいは封書で別便としてお知らせすると、ほとんどの人が精密検査を受けられます。健診部からの結果報告は事務的で報告内容がしっかりと頭に感じられていない場合がありますので、特別に知らせると精密検査の受診率が確実に高まりますし、早期発見・早期治療に繋がりますので、本人は勿論ですが、医療費削減にもなりますので一挙両得になります。

健診担当の医師もそれぞれ精密検査受診率を高めようとされていると思いますが、健診部からの連絡では、精密検査受診率向上に繋がらないことを銘記すべきです。

また、企業におかれては従業員の健診受診率とともに再検査対象者の受診状況を把握し100%受診を目指すことが、従業員を守り、事業の継続や発展に繋がることだと思います。



協会けんぽ 山口支部

検索

〒754-8522
山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3
TEL：083-974-0530（代表）
受付：平日8:30～17:15

職場内での掲示・回覧にご活用ください。

協会けんぽ NEWS やまぐち

令和6年 11 月号

大切な
お知らせ

**令和6年12月末で協会けんぽ申請書の
年金事務所への設置を終了します。**

協会けんぽの申請書については郵送で受け付けています。
申請書が必要な場合は、協会けんぽホームページから印刷いただくか、
協会けんぽ山口支部までお問合せください。

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止

令和6年12月から医療機関の受診はマイナ保険証の使用が基本となります

令和6年12月2日以降の医療機関の受診方法

医療機関等の受診方法	令和6年	令和7年以降
 健康保険証	R6.12.2廃止 廃止後1年間は使用可能 (経過措置)	R7.12.1経過措置終了
 マイナ保険証		
 マイナ保険証 + 資格情報の お知らせ	オンライン資格確認システム(※)を導入していない医療機関や健診機関などで、マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せて提示いただきます。 ※健康保険の資格情報等が確認できるシステム	
<マイナ保険証がない場合>  資格確認書 (イメージ)	原則として、申請により発行します。 ※マイナ保険証をお持ちでない既加入者は、R7.9～R7.11に送付予定です。	

マイナ保険証で受診するには

①マイナンバーカードの取得

オンラインや郵送でお手続きできます。

取得方法はこちら▶

(マイナンバーカード総合サイト)



②健康保険証利用の登録

事前にご自身で健康保険証の登録を行う必要があります。

登録方法の詳細はこちら▶

(マイナポータル)



③最新の健康保険証情報の確認

マイナポータルにて、最新の健康保険証情報を確認できます。

登録情報の確認はこちら▶

(マイナポータル)



事業主・ご担当者の皆様へのお願い

従業員様およびそのご家族様がマイナ保険証を使用するためには、以下のお手続きが必要です。入社や退職等にあたっては、速やかにお手続きをお願いします。

必要な
手続き

「資格取得届」「資格喪失届」「被扶養者異動届」は、**5日以内**に日本年金機構へご提出ください。

※「資格取得届」「被扶養者異動届」には、**マイナンバーを正確にご記載ください。**

※通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使用できるようになります。

▼マイナ保険証に関する協会けんぽの特設ページはこちら



<お問い合わせはこちら>

協会けんぽマイナンバーコールセンター
(0570-015-369)

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など

マイナンバー総合フリーダイヤル
(0120-95-0178)

マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する内容

プロのサポートで健康づくり！

健康サポート（特定保健指導）を受けましょう！

健康サポート（特定保健指導）って何をするの？

健診を受けた後に、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判断された40歳以上の方へ保健師・管理栄養士が生活習慣改善のアドバイス等を行う健康サポートです。

一人ひとりに合った
改善方法をアドバイス！

健診結果の見方をはじめ、健診結果をもとに日ごろの食生活や運動、その他健康に関する幅広いご相談に応じます。

鮭おにぎりは
タンパク質もとれる！

～ アドバイス例 ～

脂質が高値の方へ→昼食は、脂質が多く含まれる菓子パンの日を減らしておにぎりの日を増やす など

特定保健指導、受けられるのはどんな人？

腹囲

血圧

血糖

BMI

脂質

喫煙

これらの健診の結果、一定の基準に当てはまる方が
特定保健指導の対象となります。

特定保健指導対象者の選定方法についての詳細は
ホームページをご覧ください。



協会けんぽ
おすすめ

受け方は3通りから選べます！



健診機関で健診
当日に受ける

※一部実施していない健診機関あり



事業所で
後日受ける

※保健師・管理栄養士が訪問します



オンライン
で受ける

詳しくは協会けんぽ山口支部までお問合せください。 ☎083-974-0530（音声案内②）

令和6年
10月～

今年こそ、健診結果をよくしたい！今から健康づくりを始めましょう！

健康に対する意識が高まりやすい健診前に自発的な健康づくりに取り組んでいただくため、前年度に特定保健指導に該当された方のご自宅へ、健康づくりに関するお知らせをお送りしています。

ご案内を受け取った方へ

健診前は乱れた生活習慣を見直すチャンスです。お知らせが届いた方はぜひ中身をチェックして健康づくりに取り組みましょう！

お知らせ



健康づくりに取り組む



健診受診し、
健診結果を確認



健康づくりを継続！



業務外の病気やケガで仕事を休んだときは傷病手当金が受けられます

傷病手当金とは？

被保険者が業務外の病気やケガの療養のため連続して3日間（待期間）仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日に対して支給される給付金です。傷病手当金を申請する場合は、「傷病手当金支給申請書」に事業主と療養担当者（医師等）の証明を受け、協会けんぽに提出してください。

支給開始日 支給開始日から通算して1年6ヵ月まで支給されます



傷病手当金の
詳細と申請書
はこちらから

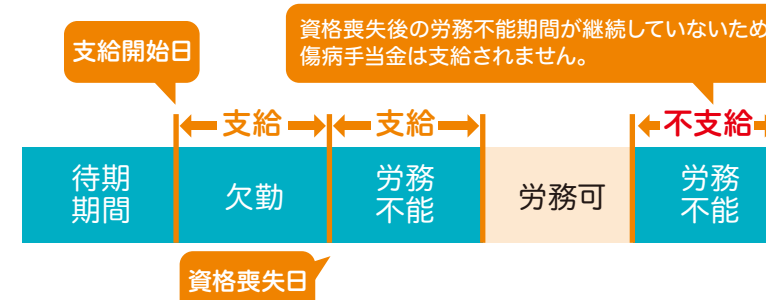


資格喪失後に傷病手当金を受ける場合は？

資格喪失後も引き続き傷病手当金が支給される場合があります。

条件は以下の通りです。

- ①資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間が継続して1年以上あること。（任意継続被保険者期間は除く）
- ②資格喪失日の前日（退職日等）に傷病手当金の支給を受けているか、受けられる状態にあること。
（退職日等の前日までに連続して3日以上休業し、退職日等に出勤していないこと）
- ③資格喪失後も引き続き同一の傷病により、上記支給を受ける条件①・②を満たす状態であること。



資格喪失後に支給を受ける際の注意事項

資格喪失後に老齢（退職）年金が受けられる場合は傷病手当金は支給されません。ただし、老齢（退職）年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合はその差額が支給されます。

Q. 交通事故など、第三者の行為による負傷で健康保険は使える???

A. 業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができますが、「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。

相手がいる交通事故やケンカなど、第三者の行為により負傷をした場合、加害者が治療費を負担するのが原則です。健康保険を使用した場合、加害者が負担すべき治療費を健康保険が立て替えて支払うことになりますので、後日協会けんぽが加害者に対して治療費の請求をします。

この治療費の請求のために「第三者行為による傷病届」が必要となります。

健康保険が使えるか、届出が必要か、チェック！

